[2] 障害児福祉手当 身 知 精

概要	20歳未満であって、重度の障害の状態にあるため日常生活において常時の介護が必要な障害児(者)に対して手当を支給する制度です。
対 象 者	(1)身体障害者手帳の障害級別のおおむね1級または2級程度の身体の機能の障害がある 人
	(2)身体機能の障害または長期にわたる安静を必要とする病状があり、その状態が(1)と同程 度以上と認められる人で日常生活において常時の介護を必要とする人
	(3) 最重度の知的障害のある人または精神の障害のある人で、日常生活において常時介護を要する程度以上の人
	(4)身体機能の障害もしくは病状または重度の知的障害もしくは精神の障害が重複する人で、その状態が(1)(2)(3)と同程度以上と認められる程度の人
	※ 詳細については、下記までお問い合わせください。
手 当 額	月額14,580円(平成29年4月1日時点)で、毎年2月、5月、8月、11月の年4回に分けて支給されます。(※物価スライド制の適用により改定される場合があります)
支給制限	(1)受給資格者またはその配偶者もしくは扶養義務者の前年の所得が一定額以上あるとき。 (⇒[1]特別障害者手当 下欄 [※注意]を参照)
	(2)肢体不自由児施設等の施設に入所しているとき
	(3)障害を支給事由とする年金給付を受けているとき
必要とするもの	障害児福祉手当認定請求書、所定の診断書(障害福祉課にあります)・各種手帳・印鑑・本人名義の銀行通帳・所得状況届など
窓口	障害福祉課 電話:06-6992-1630·1635、FAX:06-6991-2494